

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案

平成 30 年（2018 年）2 月 20 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例（昭和 27 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 1 条第 1 号ア及びイを次のように改める。

ア 一般部局に属する職員（イからカまでに掲げる職員を除く。） 7, 699 人（福祉に関する事務所の職員 1, 480 人を含む。）

イ 病院局に属する職員 1, 113 人

(2) 第 1 条第 1 号エからカまでを次のように改める。

エ 交通局に属する職員 617 人

オ 水道局に属する職員 620 人

カ 下水道河川局に属する職員（下水道事業に従事する職員に限る。）
491 人

(3) 第 1 条第 3 号ア及びイを次のように改める。

ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 291 人

イ 学校に属する職員 9, 520 人

(4) 第 1 条第 8 号を次のように改める。

(8) 消防職員 1, 734 人

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するため、本案を提出する。

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳	
第1条							
(1) 市長の補助機関である職員							
ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。)							
7,653	7,699	+46	}	重点施策事業の推進に伴う増	+99		
〔うち福祉に関する事務所の職員〕	1,482	1,480		▲2	法令の制定・改正への対応に伴う増	+7	
					その他業務量の増加等に伴う増	+15	
					事務事業の見直し等に伴う減	▲75	
イ 病院局に属する職員							
1,116	1,113	▲3	}	その他業務量の増加等に伴う増	+1		
				事務事業の見直し等に伴う減	▲4		
ウ 中央卸売市場に属する職員							
22	22	0					
エ 交通局に属する職員							
619	617	▲2	事務事業の見直し等に伴う減 ▲2				
オ 水道局に属する職員							
619	620	+1	その他業務量の増加等に伴う増 +1				
カ 下水道河川局に属する職員 (下水道事業に従事する職員に限る。)							
502	491	▲11	}	重点施策事業の推進に伴う増	+1		
				その他業務量の増加等に伴う増	+1		
				事務事業の見直し等に伴う減	▲13		
(2) 議会事務局の職員							
37	37	0					

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
(3) 教育委員会の職員						
ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員						
279	291	+12				
						重点施策事業の推進に伴う増 +10
						その他業務量の増加等に伴う増 +3
						事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 1
イ 学校に属する職員						
9,550	9,520	▲ 30				
						重点施策事業の推進に伴う増 +31
						その他業務量の増加等に伴う増 +1
						事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 62
(4) 選挙管理委員会の職員						
10	10	0				
(5) 人事委員会事務局の職員						
19	19	0				
(6) 監査事務局の職員						
27	27	0				
(7) 農業委員会の職員						
0	0	0				
(8) 消防職員						
1,736	1,734	▲ 2				
						重点施策事業の推進に伴う増 +10
						事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 12